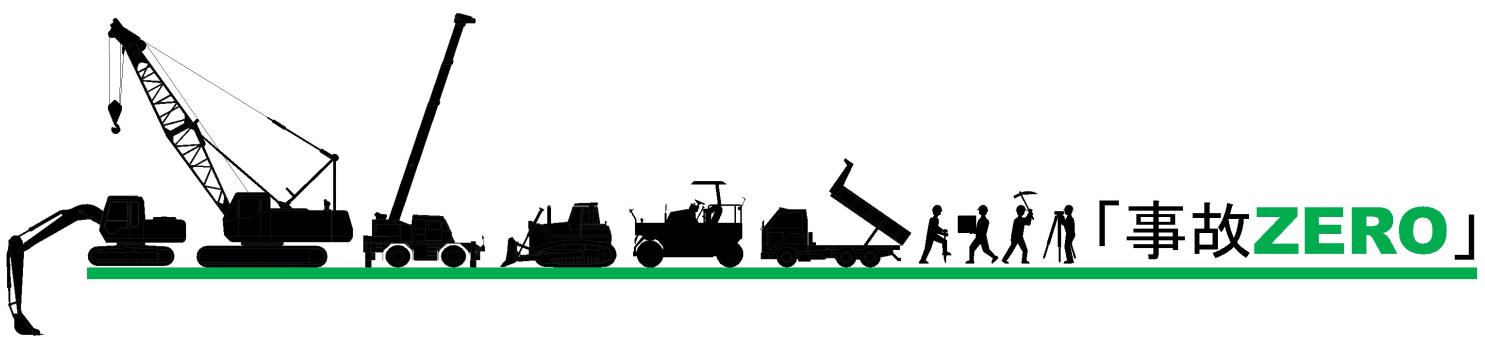


福岡市公共工事安全推進計画



「事故ZERO」

令和3年5月

福岡市公共工事安全推進委員会

【はじめに】

社会基盤の整備を目的に実施する公共工事は、厳しい気象条件など様々な現場環境下における作業であるため、他産業に比較して事故の発生率が高いという傾向があり、本市発注工事においても、毎年事故が発生しているところです。

事故の発生は、被災者ばかりでなく、その家族、企業などに多くの損害や不利益、社会経済的損失をもたらします。そのため、公共工事の担い手であり、地域に密着した建設業を魅力ある産業として発展させていくうえでも、工事の安全を確保し、事故を未然に防ぐことは、最重要課題です。

本市では、平成22年7月に「福岡市公共工事安全推進計画」を策定し、組織的に安全推進に取り組んできましたが、計画策定から10年が経過した今も、事故は減少していません。特に水道やガスなどの地下埋設物損傷事故については、重点的に取り組んできたものの、数多く発生しており、更なる対策を講じる必要があります。

今回、改定する「福岡市公共工事安全推進計画」は、これまでの経験を踏まえた安全に関する取組みを再確認し、安全管理体制の整備や各工事現場における安全点検・安全パトロールなどを、引き続き積極的に取り組むとともに、安全に対する知識を高めるなど、官民一体となって安全意識の向上を図ることにより、「事故ゼロ」を目指して全庁的に推進するものであります。

本市公共工事に携わる全ての職員が一丸となって、種々の安全活動を実施し、工事現場の安全水準が一層向上するよう取り組んでまいります。

福岡市公共工事安全推進委員会 委員長

令和3年5月

目 次

第1章 事故発生の現状と課題

1. 全国の状況	・・・・・・ P. 1
(1) 建設業における死亡災害発生状況	・・・・・・ P. 1
(2) 業種別発生状況	・・・・・・ P. 1
(3) 工事の種類別発生状況	・・・・・・ P. 2
(4) 災害の種類別発生状況	・・・・・・ P. 2
2. 福岡市の状況	・・・・・・ P. 3
(1) 本市における事故発生状況	・・・・・・ P. 3
(2) 工事の種類別発生状況	・・・・・・ P. 3
(3) 事故の種類別発生状況	・・・・・・ P. 4
(4) 物損公衆災害の種類別発生状況	・・・・・・ P. 4
(5) 埋設物事故の発生状況	・・・・・・ P. 5
(6) 埋設物事故の原因	・・・・・・ P. 5
3. 各年度の取組方針、重点項目	・・・・・・ P. 6
4. 課題	・・・・・・ P. 7

第2章 福岡市公共工事安全推進計画

1. 目的	・・・・・・ P. 9
2. 基本方針	・・・・・・ P. 9
3. 推進体制	・・・・・・ P. 9
(1) 推進計画の取組み方	・・・・・・ P. 9
(2) 福岡市公共工事安全推進委員会	・・・・・・ P. 10
(3) 福岡市・労働基準行政機関連絡会議	・・・・・・ P. 10
4. 推進計画	・・・・・・ P. 11
(1) 安全意識の向上	・・・・・・ P. 11
(2) 工事現場の安全点検等の拡充	・・・・・・ P. 11
(3) 事故の再発防止	・・・・・・ P. 12
5. P D C Aによる計画の推進	・・・・・・ P. 13

第3章 おわりに

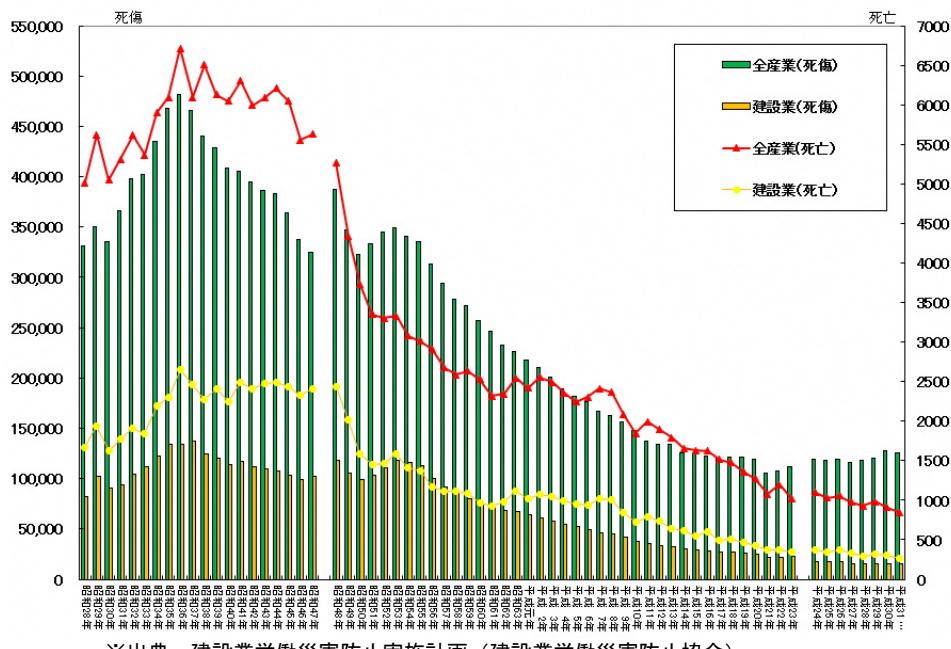
・・・・・・ P. 14

第1章 事故発生の現状と課題

1. 全国の状況

(1) 建設業における死亡災害発生状況

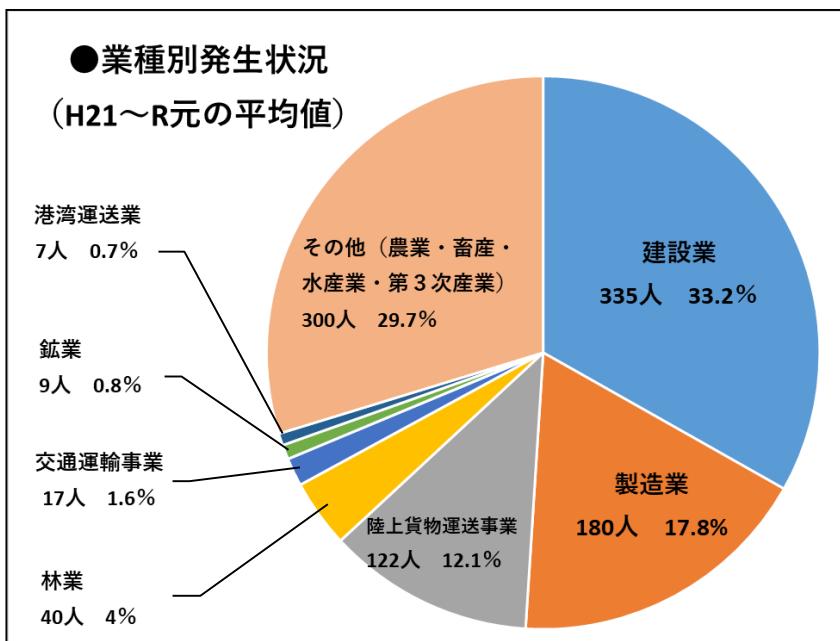
建設業における死亡災害については、昭和 60 年代以降、年間 1,000 人前後で推移していたが、近年は、1,000 人を大きく下回っており、平成 21 年の 334 人から令和元年では 269 人と減少傾向にある。



※出典：建設業労働災害防止実施計画（建設業労働災害防止協会）

(2) 業種別発生状況

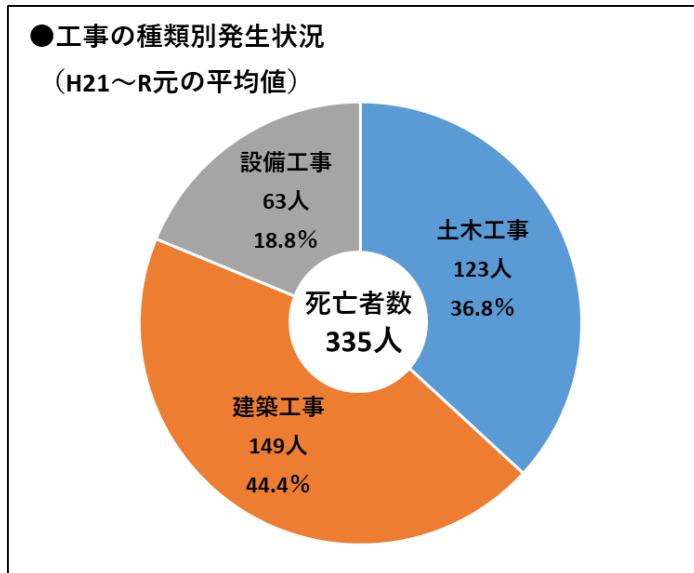
平成 21 年から令和元年の建設業における死亡災害の平均は、全産業の中で 33.2% を占めており 10 年前と変わらず全産業中ワースト 1 位の死亡事故発生数である。



※出典：建設業労働災害防止実施計画（建設業労働災害防止協会）

(3) 工事の種類別発生状況

平成21年から令和元年の建設業における死亡災害発生状況の平均値を工事の種類別に見ると、建築工事が建設業全体の44.4%と多く、次いで土木工事、設備工事となっている。

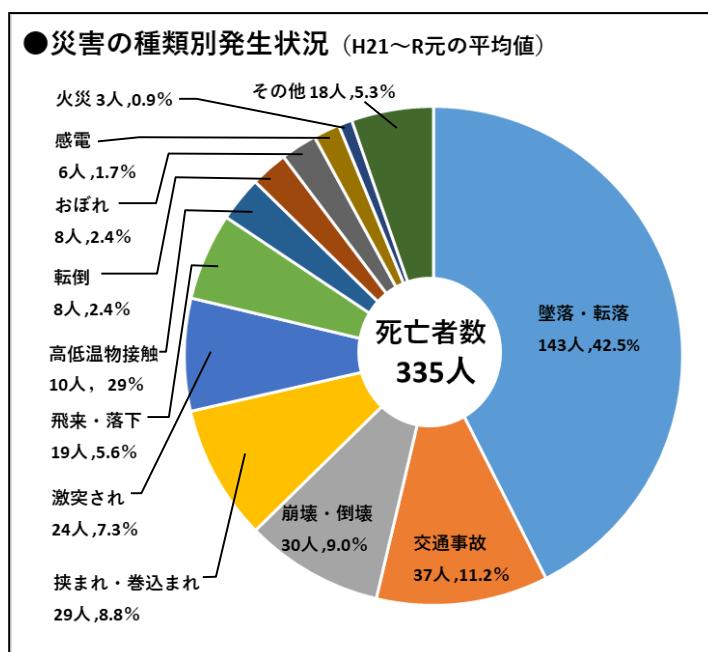


建設業における死亡災害の工事の種類・災害の種類別発生状況

※出典：(建設業労働災害防止協会)

(4) 災害の種類別発生状況

平成21年から令和元年の建設業における死亡災害発生状況を災害の種類別に見ると、①墜落・転落143人、②交通事故災害37人、③倒壊・崩壊30人で、全体の約62.7%を占めている。



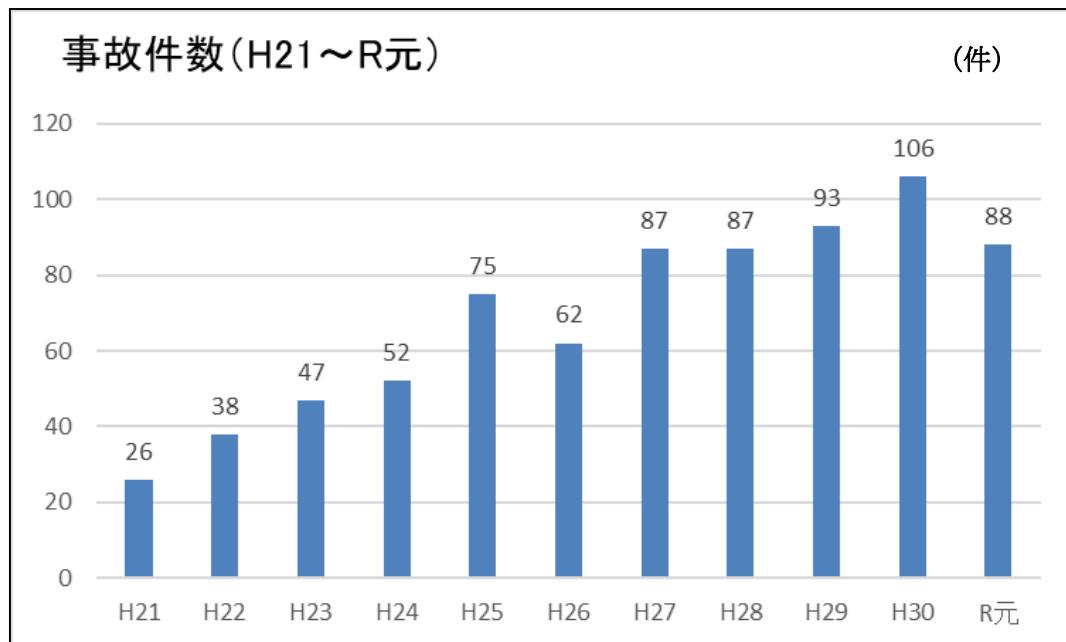
建設業における死亡災害の工事の種類・災害の種類別発生状況

※出典：建設業労働災害防止協会

2. 福岡市の状況

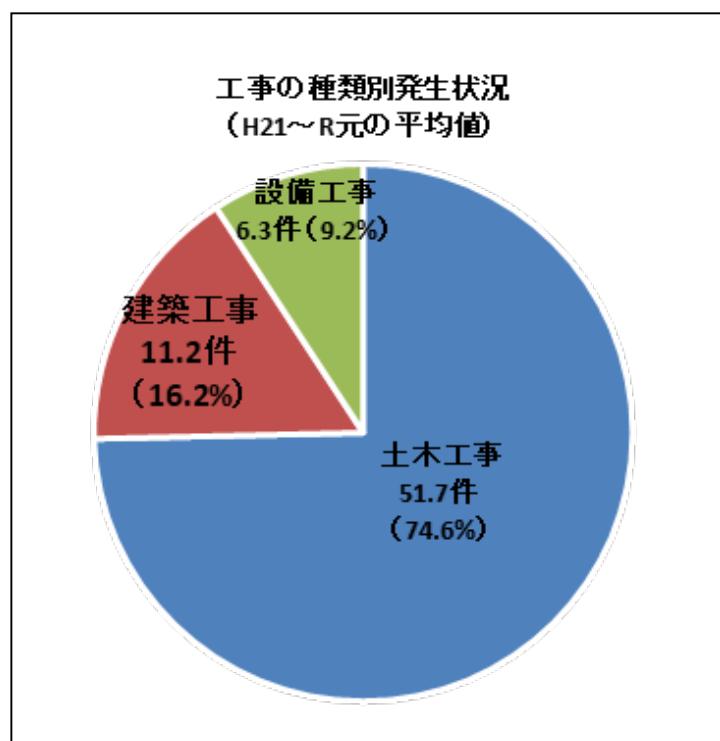
(1) 本市における事故発生状況

本市発注工事における事故については、増加傾向にあり、直近5年は横ばい。



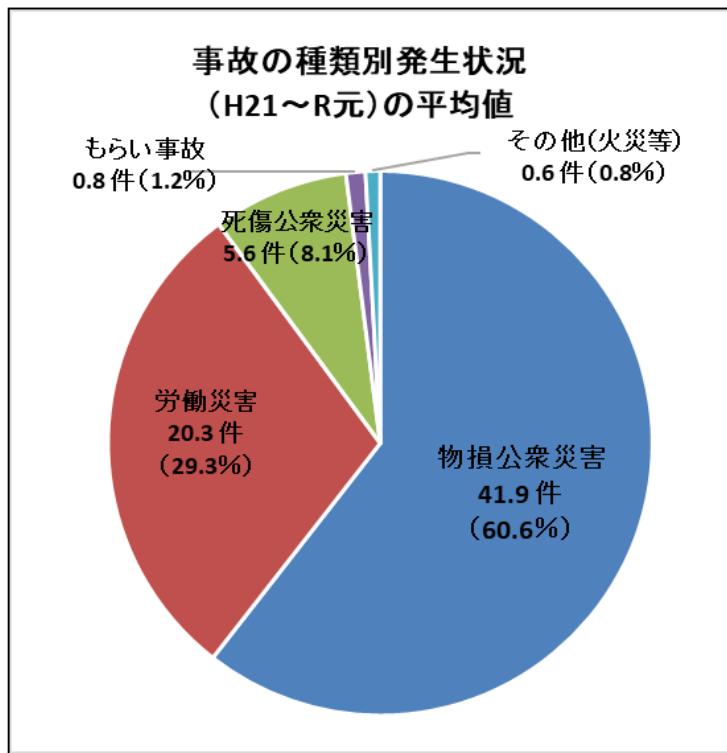
(2) 工事の種類別発生状況

平成21年度から令和元年度の本市発注工事における事故の発生状況の平均を工事の種類別に見ると、土木工事が全体の74.6%と多く、次いで建築工事、となっている。



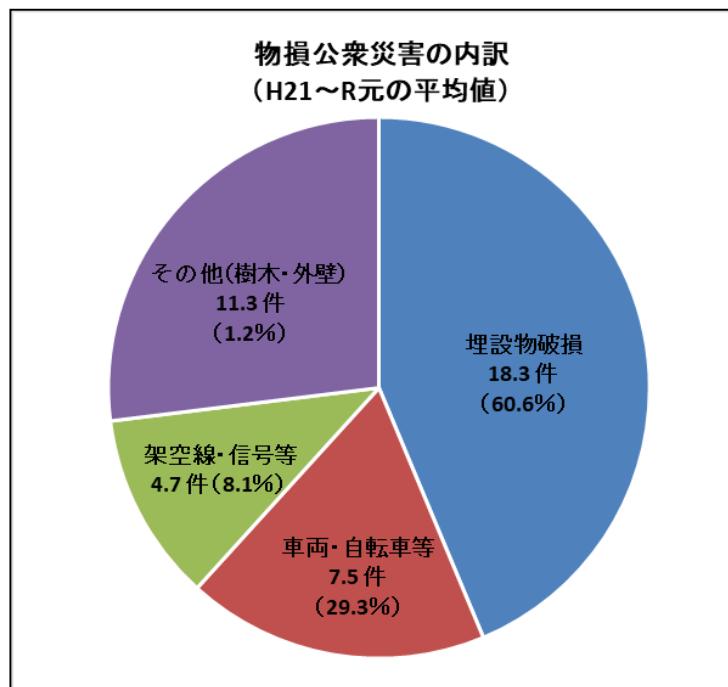
(3) 事故の種類別発生状況

平成 21 年度から令和元年度の本市発注工事における事故の発生状況の平均を事故の種類別に見ると、物損公衆災害が 41.9 件と 60.6% を占めている。次いで、労働災害が 20.3 件の 29.3% となっている。



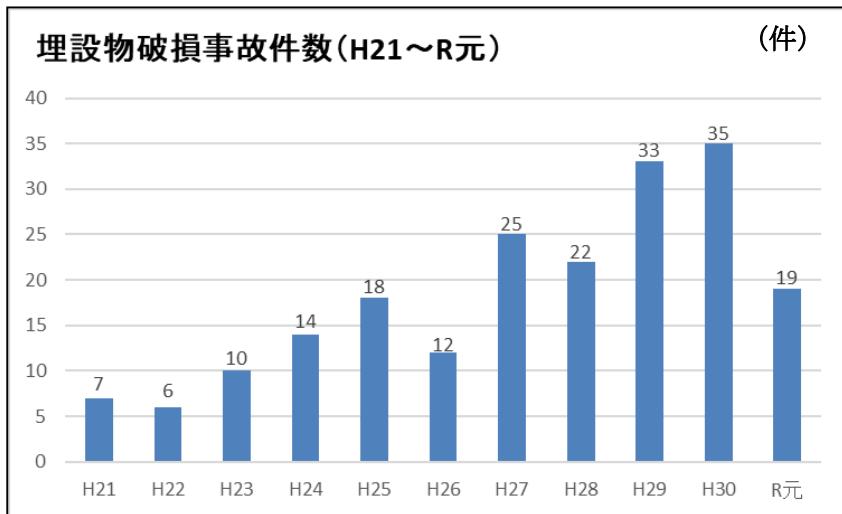
(4) 物損公衆災害の種類別発生状況

平成 21 年度から令和元年度の、物損公衆災害の種類別の平均は、埋設物破損が全体の 60.6% と多く、次いで車両・自転車等の 29.3%、架空線・信号等の 8.1% となっている。



(5) 埋設物事故の発生状況

物損公衆災害のうち埋設物破損事故については、令和元年度は 19 件と平成 30 年度より減少しているものの、物損公衆災害の中で最も発生している。



(6) 埋設物事故の原因

(5) は安全指導を行った件数であり、施工業者に瑕疵がない事案は含まれていない。

下表は過去 3 年間(平成 29 年度～令和元年度)の安全指導を行った埋設物事故の原因を纏めたもの。

主な原因	件数	備考
埋設状況の確認不足	43	
埋設物直近までの機械掘削	9	
マーキング不足	7	
合図者不在	6	
その他	5	
小計	70	
埋設物管理資料と現場埋設位置の相違(予見が困難)	11	
操作ミス	5	
計	86	

3. 各年度の取組方針、重点項目

年度	取組み方針	重点項目	結果
H23	死亡等重大事故ゼロ	第三者人身・物損（架空線等）事故の防止 墜落・転落災害の防止 埋設物等損傷事故の防止 建設機械等事故の防止	（前年度 H22：死亡事故 1 件発生） 死亡事故なし。
H24	〃	第三者人身事故の防止 挟まれ・巻き込まれ事故の防止 墜落・転落災害の防止 埋設物等損傷事故の防止 第三者物損（架空線等）事故の防止	死亡事故が 1 件発生。（剪定作業中に転落）
H25	・死亡等重大事故ゼロ ・事故件数の減少	第三者人身事故の防止 墜落・転落災害の防止 地下埋設物等損傷事故の防止（事前調査の徹底） 第三者物損（車両等）事故の防止 熱中症事故の防止	死亡事故なし。
H26	〃	第三者人身事故の防止 墜落・転落災害の防止 挟まれ・巻き込まれ事故の防止 地下埋設物等損傷事故の防止（事前調査の徹底） 第三者物損事故の防止 熱中症事故の防止	死亡事故なし。
H27	〃	墜落・転落災害の防止 架空線・信号等事故の防止 第三者に対する事故の防止（人身・自転車・車両等） 地下埋設物等損傷事故の防止（事前調査の徹底）	死亡事故なし。
H28	・死亡等重大事故ゼロ ・危険予知・事故回避の徹底	第三者人身事故の防止 埋設物等損傷事故の防止 車両・自転車等損傷事故の防止 墜落・転落事故の防止 工具等取扱事故の防止 挟まれ・巻き込まれ事故の防止 転倒事故の防止	死亡事故が 2 件発生。（バックホウによる挟まれ、もらい事故）
H29	・死亡等重大事故ゼロ ・事故発生件数の削減	墜落・転落事故の防止 挟まれ・巻き込まれ事故の防止 もらい事故の防止 第三者人身事故の防止 埋設物等損傷事故の防止	死亡事故なし。
H30	〃	挟まれ・巻き込まれ事故の防止 墜落・転落事故の防止 第三者人身事故の防止 埋設物等損傷事故の防止	死亡事故なし。
R 元	〃	夏季における熱中症やヒューマンエラーの防止 墜落・転落事故の防止 第三者人身事故の防止 埋設物等損傷事故の防止 車両・自転車等損傷事故の防止	死亡事故が 1 件発生。（機械積込中に機械が転倒し挟まれ）

4. 課題

本市では、これまで、年度毎に取組方針や重点項目を掲げ、安全講習会や安全研修を行い事事故例の紹介や事故防止対策について取り組んできたところであるが、例年約2,200件近くの公共工事において発生する事故は年間約100件程度であり、年々増加傾向にある。特に埋設物破損事故については、事故の種類のうち発生件数が最も多く発生している。

埋設物破損事故は民間事業や市民生活を行う上で、最も重要なライフラインを断つこととなり、近隣の事業所や住宅などに損害や不利益を与えるなど、社会的影響が大きいことから更なる対策が必要である。

また、近年の事故発生状況は、工事現場で基本的な安全対策を講じておらず、起きるべくして起きる「必然的事故」が散見され、このような事故を減らすことが事故ゼロへ繋がる一歩であると考える。

公共工事の安全対策についてはこれまで、「死亡等重大事故ゼロ」や「事故発生件数の削減」などの取組方針を掲げてきたが、死亡事故は過去10年間（平成22年度から令和元年度）で5件発生していることや、これまでの事事故例から学び、知識・対策を習得しながら、起きるべくして起きる「必然的事故」を減らすことを念頭に、公共工事の安全対策に関する取組を組織的に行っていく必要がある。

福岡市公共工事安全推進計画

基本方針

「事故ゼロ」の実現を目指す

推進計画

1. 安全意識、安全対策知識の向上

- (1) 研修等の拡充
 - ① 安全研修
 - ② 安全講習会
- (1) 労働安全強化月間
- (2) 安全訓練等の実施の強化 **(拡充)**

2. 工事現場の安全点検等の拡充

- (1) 監督員による安全点検
- (2) 安全パトロールの拡充
 - ① 部長安全パトロール（年1回実施）
 - ② 安全パトロール（工事担当部署で年4回実施）
 - ③ 合同安全パトロール（労働基準監督署等と合同で実施）

3. 事故の再発防止

- (1) 事故再発防止ワーキンググループの設置 **(新規)**
- (2) 再発防止対策の実施
- (3) 事故情報の蓄積・活用
- (4) 事故再発防止検討会の設置

推進体制

福岡市公共工事安全推進委員会

福岡市・労働基準行政機関連絡会議

＜取組み方法＞

基本方針を達成するために、毎年、過去の事故原因や傾向などを分析し、年間の取組み方針を策定し、公共工事の安全対策を推進する。

第2章 福岡市公共工事安全推進計画

1. 目的

本計画は、第1章における現状と課題を踏まえ、本市が発注する公共工事の安全対策を組織的に推進するために策定するものである。

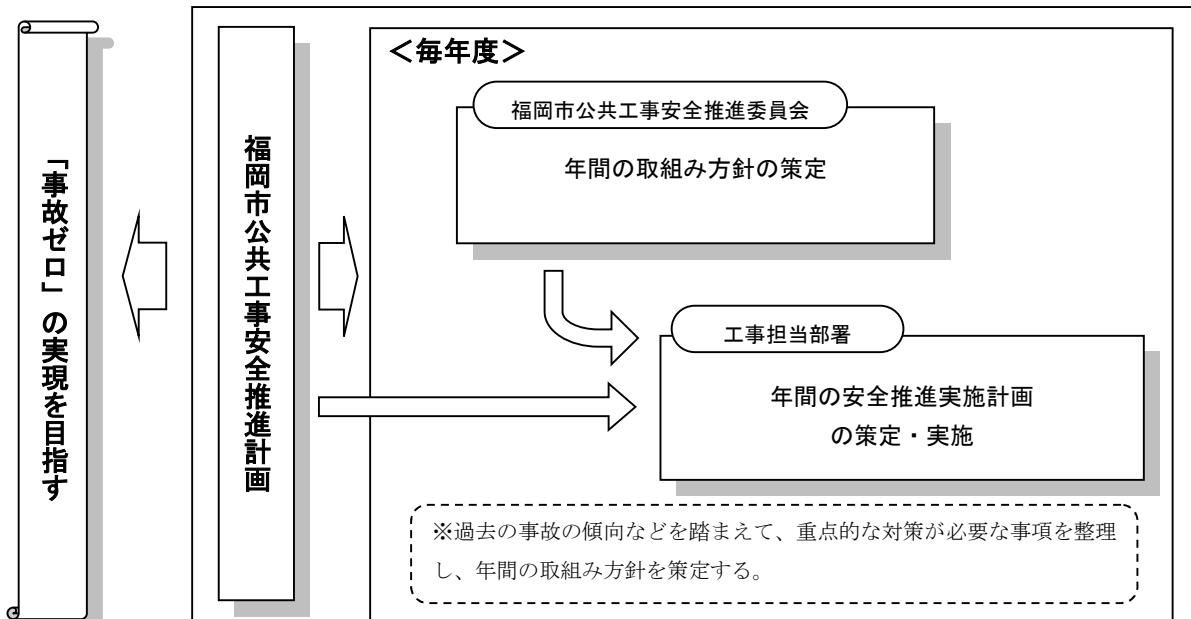
2. 基本方針

「事故ゼロ」の実現を目指す

3. 推進体制

(1) 推進計画の取組み方

- ① 基本方針である「事故ゼロ」の実現を目指すため、まずは、基本的な安全対策を講じず、起きるべくして起きる「必然的事故」を減らすことを念頭に、本市発注工事の安全対策を推進していく。
- ② 「福岡市公共工事安全推進委員会」は、過去の事故の傾向などを踏まえ、重点的な対策が必要な事項を整理し、年間の取組み方針を策定する。
- ③ 工事担当部署は、本計画及び年間の取組み方針を踏まえ、担当する工事の内容などに応じた、安全パトロールや安全研修など、年間の安全推進実施計画を策定し、それを実施することにより、公共工事の安全対策に取り組む。
- ④ 労働基準行政機関（福岡労働局・福岡中央労働基準監督署及び福岡東労働基準監督署）と、労働災害の発生状況などについて情報交換を行うなど、連携して労働災害防止活動の促進を図る。



(2) 福岡市公共工事安全推進委員会

「福岡市公共工事安全推進委員会設置要綱」に基づき設置し、本市発注工事の安全対策を組織的に推進するとともに、事故防止策の一層の強化を図るなど、公共工事の安全対策の充実・強化を図る。委員会には、下部組織として運営補助を行う幹事会を設置。

目的	本市が発注する公共工事における安全対策を組織的に推進するために設置する。
内容	1 公共工事の安全推進に関する年間の方針を策定し、公共工事の安全対策に関する取組みを推進する。 2 公共工事の安全推進に有効な情報等について、工事担当部署に周知する。
委員会の構成	委員長：財政局理事 副委員長：道路下水道局理事 幹事長：財政局技術監理部長 委員：工事発注・監督に携わる局・区の部長級
幹事会の構成	幹事長：財政局技術監理部長 副幹事長：財政局技術企画課長・技術監理課長 幹事：工事発注・監督に携わる局・区の課長級

(3) 福岡市・労働基準行政機関連絡会議

「労働災害防止に関する福岡市・労働基準行政機関連絡会議設置要綱」に基づき、「福岡市・労働基準行政機関連絡会議」を開催し、福岡市を管轄する労働基準監督署と、労働災害の発生状況の情報交換や、工事の安全衛生対策の協議・意見交換を行うなど、労働災害防止活動の促進を図る。

目的	福岡市と労働基準行政機関（福岡労働局・福岡中央労働基準監督署及び福岡東労働基準監督署）とが相互に連絡協議し、福岡市が発注する建設工事における労働災害防止活動の促進を図る。
内容	1 工事発注状況の情報交換に関する事項 2 建設工事労働災害発生状況の情報交換に関する事項 3 その他の事項
構成	<p>福岡市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政局技術監理部技術監理課長 ・各局・区 工事担当課長 <p>労働基準行政機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡中央労働基準監督署 署長、次長、安全衛生課長、安全専門官、衛生専門官 ・福岡東労働基準監督署 署長、次長、安全衛生課長、安全専門官、衛生専門官

4. 推進計画

(1) 安全意識、安全対策知識の向上

建設工事の安全管理については、労働安全衛生法、労働基準法等の各種安全衛生法令等の遵守についての重要性を認識しつつ、安全管理に関する知識と対策を習得し、常日頃から安全意識の向上に努めることが必要である。

① 研修等の拡充

<1. 安全研修>

事故を防止する上で安全教育は極めて重要であることから、本市職員に対する安全教育を充実し、安全管理に関する知識の向上を図る。

事故情報の分析結果、収集した事故事例、事故が発生する恐れのあったヒヤリハット事例、工事の特性に応じた具体的な事故防止対策の事例などを基にした安全研修や、施工中の現場における安全研修などを実施する。

<2. 安全講習会>

労働基準監督署等と連携して、本市職員・施工者に対して、安全講習会を実施し、労働災害を防止する知識を習得するとともに、安全意識の向上を図る。

② 労働安全強化月間

労働安全強化月間を設定し、発注者である本市と施工者が一体となり、労働災害防止の活動を実施することで安全意識の向上を図る。

③ 安全訓練等の実施の強化（**拡充**）

事故を防止する上で、直接作業に携わる作業員が安全に対する理解を深めることが重要であるため、施工者にて実施される安全訓練等に、監督員が参加することで、安全訓練等の実施を強化し、官民一体となった安全意識の向上を図る。また、監督員により各担当工事の施工業者に対して、当該年度に発生した埋設物破損事故等の事例について発生原因や再発防止策の周知を行い、事故防止に対する意識向上を図る。

(2) 工事現場の安全点検等の拡充

工事現場の安全点検は、現場の不安全状態や不安全行動を発見し、即時、是正することにより、事故につながる要因を未然に摘み取り、工事現場の安全性を高めることに効果的であり、拡充を図っていく必要がある。

① 監督員による安全点検

監督員は、工事現場に行ったときは、作業状況を把握するとともに、隨時安全点検を実施し、現場の不安全状態や不安全行動があれば、施工者に対して改善を指示し、是正する。

② 安全パトロールの拡充

<1. 部長安全パトロール>

工事担当部署による部長安全パトロールを実施し、現場における危険箇所、安全対策などについて、点検・指導する。

<2. 安全パトロール>

工事担当部署により、工事の稼働率が高い時期、大型連休前や年末等に、原則年4回安全パトロールを実施し、現場における危険箇所、安全対策などについて、点検・指導する。

<3. 合同安全パトロール>

労働基準監督署や建設業協会等との合同パトロールを実施し、現場における危険箇所、安全対策などについて点検するとともに、労働基準監督署等の視点から見た現場の安全対策、指導などについて習得していく。

(3) 事故の再発防止

発生した事故について、事故の原因や傾向などを分析するとともに、事故の再発防止に有効な対策を検討・実施することにより、同様の事故の再発防止につなげていく必要がある。

① 事故再発防止ワーキンググループの設置（新規）

前年度に多く発生した事故の種類について、その事故が発生した工事担当部署をメンバーとし、事故の原因、工事現場への指導内容や再発防止対策について意見交換を行う。また、その結果を庁内で共有することで、必然的に起こる事故のゼロを目指す。

② 再発防止対策の実施

工事の再開にあたっては、事故原因を明らかにした上で、事故の再発防止対策を検討・実施する。また、他工事で同様の事故が再発しないよう、再発防止対策を周知し、事故防止を推進するとともに、安全パトロールの重点チェック項目に反映するなど、事故防止につなげていく。

③ 事故情報の蓄積・活用

発生した事故について、蓄積した情報をデータベース化し、情報を共有すると共に、事故の傾向や原因などについて分析を行い、事故防止に有効な対策の検討に活用する。

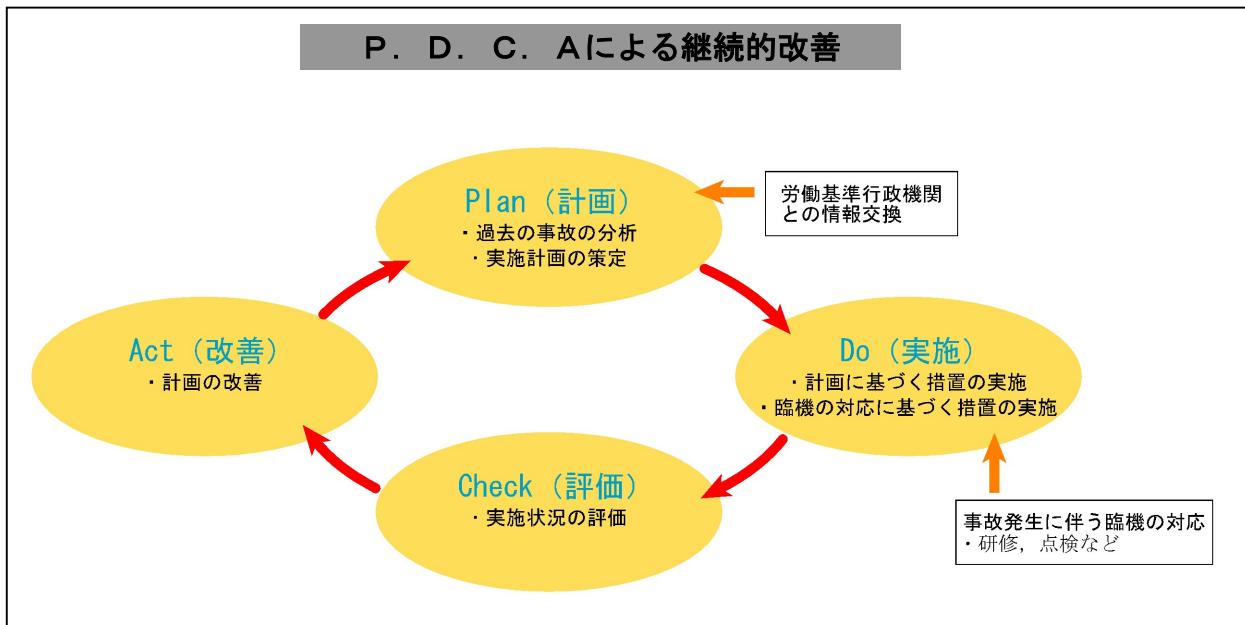
④ 事故再発防止検討会の設置

死亡事故などの重大な事故が発生した場合、福岡市公共工事安全推進委員会の判断により、事故再発防止検討会を設置し、事故の原因究明と再発防止対策の検討を行い、事故の再発防止に万全を期す。

5. P D C Aによる計画の推進

「事故ゼロ」を実現するため、まずは、基本的な安全対策を講じておらず起きるべくして起きる必然的事故を減らすことを念頭に各種施策を適正に実施するとともに、それらを評価・改善し、安全対策の継続的な改善・向上を図り、計画を推進していく。

なお、本計画については、全局的に取組状況や事故の発生状況などを把握し、総合的な評価を行い必要に応じて見直しを行っていく。



第3章 おわりに

本市においては、様々な公共工事が行われており、各現場に応じた安全対策を講じて、事故を未然に防ぐことが最も重要であります。

施工者は、安全管理の第一義的責務を果たすべき者として、作業従事者をはじめとして、市民などの第三者への公衆災害防止など被害者の立場になって、安全管理に最大限配慮する責任があります。

また、発注者は、工事の監督業務を行う立場から、施工者と一体となり、あらゆる事態を想定し、安全管理のさらなる向上のために、本計画を土台として創意工夫を凝らし、各現場に応じた取組みを実行する必要があります。

福岡市公共工事安全推進委員会においては、工事を発注する全ての部署において、本計画に基づく安全対策を推進し、より一層の安全確保を図り、基本的な安全対策を講じておらず、起きるべくして起きる「必然的事故」を減らすことを念頭に、公共工事における「事故ゼロ」の実現を目指してまいります。

【福岡市公共工事安全推進委員会事務局】

財政局技術監理部技術監理課